

建築基準法第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定

## 北海道告示第277号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

令和2年4月7日

北海道知事 鈴木 直道

### 1 中間検査を行う区域

北海道の区域。ただし、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。

### 2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもので、当該部分を共同住宅又はこれとその他の用途を併用するもの。ただし、法第68条の20第2項に規定する建築物である認証型式部材等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたもの及び法第85条第5項又は第6項の適用を受ける建築物を除く。

### 3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
(1) 主要な構造が木造	構造耐力上主要な軸組の工事（枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事）	構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法にあっては、耐力壁）を覆う内装工事又は外装工事（屋根ふき工事を除く。）
(2) 主要な構造が鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、壁の内装工事又は外装工事（屋根ふき工事を除く。）

## 備考

- この表において「主要な構造」とは、1の構造の場合はその構造を、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの（最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造）をいう。
- 建築物の工区を分ける場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工事に係るものに限る。

## 附 則

- この告示は、令和2年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この告示の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する

建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物又は法第18条第2項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。